

第10期日向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

第10期日向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託

2. 業務の履行場所

日向日市健康長寿部高齢者あんしん課

3. 期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 業務の目的

本業務の目的は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム実現のための「高齢者保健福祉計画」及び介護サービスごとの量の見込みや整備計画を定める「介護保険事業計画」、認知症の人とその家族が安心して暮らせる共生社会づくりをめざすための「認知症施策推進計画」の一体的な策定支援を行うものとする。(第10期日向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：令和9年度～11年度)

5. 業務の体制

受注者は、責任者及び担当者置き、発注者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者及び担当者は、高齢者福祉・介護保険・障がい者福祉・地域福祉などの福祉分野及び健康・医療分野における計画策定業務に従事した経験を有するものとする。

発注者は、受注者が本業務の目的を達成することが困難であると認める場合には、事前に受注者と協議のうえ担当者等の交代を行うことができるものとする。

6. 業務の内容

第10期日向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、今後の高齢者人口(被保険者数)動態や介護ニーズ等の動向を踏まえて、将来の介護サービス見込み量やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを見据えた中長期的な視野に立って、具体的な取組み内容やその目標値などを定める。

また、令和7年度に実施した各種調査の分析結果及び第9期計画の進捗状況、現行の高齢者福祉事業及び介護保険事業の実績並びに国・県の動向等を踏まえ、日向日市総合計画等の本市における各種行政計画との整合性が保たれた計画を策定すること支援をするものとする。

(1) 現状課題の整理

- 1) 第9期計画における進捗状況の把握、現状分析と課題の整理
- 2) 第9期計画における介護保険給付等の実績分析と課題の整理
- 3) 2030年及び2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進についての検証・助言

(2) 調査業務・推計等

1) 以下の調査に関する分析結果を活用した課題抽出

○調査内容（令和7年度実施）

・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	実施済・集計済
・在宅介護実態調査	実施済・集計済
・在宅生活改善調査	実施済・集計済
・介護人材実態調査	実施済・集計済

2) 各種資料を活用した地域の実態把握・推計

国勢調査等の統計データや地域包括ケア「見える化」システム、本市の介護保険給付実績、本市が実施した日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果等の資料に基づき実態把握や推計を行い、自然体推計を算出する。

※調査業務等については、必要に応じて日常生活圏域別での分析・推計結果を作成する。

(3) 計画案の作成

1) 現状・課題の明確化と施策の検討

地域の実態把握・推計から地域分析を行うことで「中長期的な介護ニーズの動向」、「ニーズの質の変化」、「生産年齢人口の減少」などの現状・課題を明確化し、それを踏まえて具体的な施策を検討する。

また、認知症施策推進に関する各種施策についてもあわせて検討し、本計画の一部として、「認知症施策推進計画案」を一体的に作成する。

2) サービス提供体制の構築方針等の検討

各年度における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス及び居宅介護支援等のサービスごとの必要利用定員数を中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえて検討する。

本市における既存の地域資源の組み合わせや、連携強化・人材育成などを通じた「機能強化」の内容・方針を検討するとともに、各年度の施設・居住系サービスの利用者数及び居宅系の各サービスの利用者数・利用量の推計を行う。

3) 施策反映と保険料の設定

1) および2)における検討内容を施策反映した結果に伴い、自然体推計を修正するとともにその内容を考慮した上で、各年度における介護サービス・介護予防サービスの給付費見込み、標準給付費見込み、地域支援事業費見込みを算出する。

各給付費等の見込みを踏まえて、介護保険料基準額を算出する。

4) 目標値と進捗管理の方法の明確化

数値等の客観的な目標値を設定するとともに、年度ごとの具体的な評価方法を含めた進捗管理の方法を検討する。

(4) 委員会对応・パブリックコメント支援

- 1) 計画策定のための委員会に出席しての資料説明（5回程度・オンライン可）を行うとともに、庁内会議及びパブリックコメント等も含めて意見集約・分析を行い、その分析結果等を踏まえ、発注者と協議を重ね、計画案に反映する支援を行う。
- 2) 必要に応じ、介護保険事業及び医療等に関わる団体等を対象にヒアリングを行うなど、地域の特性を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険施策の提案を行う。
- 3) 図表等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるよう配慮する。

(5) 打ち合わせ協議等

1) 作業の進捗状況

- ①責任者は、計画策定にかかる進捗状況を管理するとともに、発注者に6回程度（オンライン可）、進捗報告と内容についての打ち合わせを行う。
- ②受注者は履行期間において中間成果物の提供を求められた場合は、発注者の指示に従う。

2) 行政資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要となる行政上の資料等は、その都度、市が受託者に貸与する。受託者は、貸与された資料の取り扱いに十分に注意し、市の許可なく第三者に公表及び提供をしてはならない。また、受託者は、貸与の必要がなくなった場合は、速やかに市に返却しなければならない。

(6) 成果品

- 1) 第10期日向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書 150部
仕様：A4版印刷製本、200ページ程度、4色刷り、環境配慮用紙使用
- 2) 第10期日向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書概要版 300部
仕様：A4版印刷製本、4ページ程度、4色刷り、環境配慮用紙使用
- 3) 同内容の電子データ（閲覧、修正及び音声読み上げが可能な形式）

7. その他

- (1) 本業務に関連して知り得た発注者の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「日向日市個人情報保護法施行条例」等に基づいて適正に管理し、契約期間中はもとより契約期間後も、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務で履行した成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なく貸与、公表、使用してはならない。なお、発注者に提出された写真、イラスト、グラフ等については、以後、発注者が使用するにあたり、支障のないものとする。
- (3) 業務の遂行上必要な資料で発注者が所有しているものについては貸与する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。